

守山市南部地区地域包括支援センター運営業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域資源を活用し、自立生活の支援を目的として、身近な所で包括的な支援体制やサービス提供体制の構築を行うため、圏域センターを設置し、その運営について民間委託を行う。

この要項は、地域包括支援センターの運営を円滑に実施できる事業者をプロポーザル方式により選定し、委託契約を行うために必要な手続き等について定めるものである。

2 業務名

守山市南部地区地域包括支援センター運営業務

3 業務場所

(1) 事務所設置場所

守山市勝部三丁目9番1号 守山市生涯学習・教育支援センターの敷地内

(2) 担当圏域

守山および小津学区

4 業務内容

仕様書のとおり

5 見積上限価格

6か年度計 金 151,074,720 円

(内訳) 平成30年度 金 9,211,320 円

平成31年度 金 28,372,680 円

平成32年度 金 28,372,680 円

平成33年度 金 28,372,680 円

平成34年度 金 28,372,680 円

平成35年度 金 28,372,680 円

6 履行期間

平成 30 年 12 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年 4 か月間とする。

なお、平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までは、引き継ぎ・研修期間とし、平成 31 年 4 月 1 日に開所とする。

7 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

受注者には介護保険制度をはじめとする市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立かつ効率的な事業運営を行うことが求められる。そのためには、価格だけでなく、提案者の理念や実績、創造力、技術力および問題解決能力等を総合的に評価し、公平かつ適切に受注者を選定する。

8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 実施要項、募集要項発表 | 平成 29 年 12 月 26 日 (火) |
| (2) 受付開始 | 平成 30 年 1 月 19 日 (金) |
| (3) 公募説明会 | 1 月 26 日 (金) 午前 10 時 |
| (4) 質問締切 | 2 月 14 日 (水) 正午 |
| (5) 質問回答 | 2 月 21 日 (水) |
| (6) 提出書類の事前審査期限 | 2 月 28 日 (水) |

※提出書類の事前審査を必ず受けること。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (7) 提案書等の提出期限 | 3 月 9 日 (金) 正午 |
| (8) 選定委員会による審査、プレゼンテーション等実施 | |

4 月頃予定

※ただし、受付状況により、複数日開催することもある。

- | | |
|--------------|--------|
| (9) 審査結果通知発送 | 6 月頃予定 |
|--------------|--------|

9 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

10 公募条件、応募期間、応募方法および業者選定基準

別紙募集要項のとおり

11 公募説明会

申請方法、提出書類などについて説明会を開催する。参加人数は 1 法人につき 2 人までとする。

また、説明会の参加は任意であり、参加しないことで選定において不利になることはない。

(1) 開催日時

平成30年1月26日（金）午前10時から1時間程度

(2) 開催場所

守山市勝部三丁目9番1号 守山市生涯学習・教育支援センター1階大会議室

(3) 参加申込

事前の申込は不要。当日、上記会場にて参加者の受付を行う。

12 質疑応答

(1) 提出期間

平成30年1月19日（金）から平成30年2月14日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く）。ただし、最終日は正午必着とする。

(2) 提出方法

守山市地域包括支援センターまで、質問書（様式2）を持参、郵送または電子メールで提出することとし、口頭・FAXでの質疑応答は行わない。持参による提出の場合、受付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、最終日は正午必着とする。

電子メールにて質問する場合は、標題を「質問書（法人名）」として下記のメールアドレスへ送信することとし、電話で受信の確認を行うこと。

E-mail : chiikihokatsu@city.moriyama.lg.jp

また、郵送にて質問する場合も、電話で受信の確認を必ず行うこと。

(3) 回答方法

提出された質問書（様式2）については、一括して回答文書を作成し、守山市健康福祉部地域包括支援センターのカウンターにて平成30年2月21日（水）午前8時30分から掲示する。また、守山市ホームページにても公表する。

13 参加申込書および提案書等の作成要領

(1) 提案書等の様式および部数

【参加資格確認書類】

分類	様式	提出書類	添付書類および備考	必要部数
申出書	様式1	公募型プロポーザル参加申込書		1部
申出関係書類	—	参加資格確認書類(発行日から3か月以内のもの。写し可。) ※守山市入札参加資格登録業者は、右記の書類は不要	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書または商業登記簿謄本	1部
			<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	1部
			◆国税、県税、市税に未納がない証明または納税証明書	
			<input type="checkbox"/> 国税(法人税と消費税及地方消費税)	1部
			<input type="checkbox"/> 県税(法人事業税、法人県民税)	1部
	<input type="checkbox"/> 市税(法人市民税)	1部		
	様式5	法人役員名簿		1部
	様式6	守山市暴力団排除条例第6条の規定に基づく照会同意書		1部

【プロポーザル関係書類】

分類	様式	提出書類	添付書類および備考	必要部数
法人関係書類	様式3	法人概要書	<input type="checkbox"/> 法人概要パンフレット等	17部
	様式4	提供している介護保険サービス等の概要		17部
	様式7	介護保険サービス(事業所・施設)指導監査等実施状況に係る申出書	◆指摘事項がある場合、以下を添付	17部
			<input type="checkbox"/> 監査等結果通知(写) <input type="checkbox"/> 改善報告書(写)	
	—	定款および寄付行為またはこれに類するもの		17部
	—	財務諸表 ※原本と相違ない証明をすること。	<input type="checkbox"/> 決算報告書等(直近3事業年度) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書	17部
	—	経営計画書および収支計算書	申請書を提出する日の属する事業年度	17部
	—	事業内容の実績がわかる経営報告書	介護保険に関する事業	17部
提案書	様式8	人員配置計画書		17部
	様式9	運営業務提案書		17部
見積書	様式10-1	見積書および見積内訳書(各年度)	守山市南部地区地域包括支援センター運営業務	17部
	様式10-2			

【任意提出書類】

分類	様式	提出書類	添付書類および備考	必要部数
質問書	様式2	質問書		1部

※上記の各様式について、記載欄が不足する場合は適宜追加しても差し支えない。

その場合において、欄の順番を変えるなど、様式の改変はしないこと。

(2) 書類のつづり方

(4) 提出方法

持参、郵送（特定記録郵便）または宅配便。分割提出は認めない。

(5) 提出先

滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号

守山市健康福祉部地域包括支援センター

(6) 提出書類の事前審査に際しての留意事項

提出にあたっては書類を持参のうえ、平成30年2月28日（水）までに提出書類の事前審査を必ず受け、書類等に不備があった場合には訂正等を行ったうえで期限（平成30年3月9日（水）正午）までに書類を整えて提出をすること。（期限後の書類の追加、訂正は受け付けない。）

(7) 記入上の注意

持参による提出の場合、受付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、最終日は正午必着とする。また、郵送または宅配便による提出は、上記の提出期限までに届いたもののみ受け付ける。なお、いかなる理由においても提出期限後の到着は受け付けない。

14 審査方法および審査基準

(1) 審査員構成

プロポーザル等の審査は、次の10人程度の審査員で構成する選定委員会が行う。

- ア 弁護士
- イ 公認会計士、税理士
- ウ 介護保険運営協議会代表
- エ 地域包括支援センター運営協議会代表
- オ 地域ケア推進会議代表
- カ 地域ケア個別会議代表
- キ 自治連合会代表
- ク 民生委員児童委員協議会代表
- ケ 老人クラブ連合会代表
- コ 行政機関に所属する者

(2) 審査スケジュール

上記8 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順のとおり

(3) 審査結果の通知

平成30年6月頃に審査結果の通知文を発送する。

(4) ヒアリング

提出書類をもとに、選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーションおよび

ヒアリングを実施する。出席者は担当技術者を含め3名以内とする。実施方法は、原則としてプレゼンテーション（各法人15分）およびヒアリングとし、順次個別に行うものとする。

(5) 審査項目

ア 法人の経営・運営状況

- (ア) 法人の理念（様式3・定款等）
- (イ) 法人の経営状況（財務諸表・経営計画書・収支計算書・経営報告書）
- (ウ) 法人の事業運営実績（様式4）
- (エ) 法人の事業監査の指導状況（様式7）
- (オ) 人員配置状況（様式8）

イ 運營業務提案

- (ア) 基本的な考え方（様式9）
- (イ) 運営体制（様式9）
- (ウ) コンプライアンス遵守の姿勢（様式9）
- (エ) 業務の実施方針（様式9）
- (オ) 事例への対応能力および姿勢（様式9）
- (カ) 見積金額（様式10）

15 提案書等の公開等

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された提案書は返却しない。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、提案書等を公開することがある。

16 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

17 留意事項

(1) 接触の禁止

事業者が本市職員、守山市地域包括支援センター運營業務委託業者選定委員会委員および本件関係者に対して、採否に係る働きかけを目的とし、直接または間接的に接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

(2) 提案内容変更の禁止

提案書等の内容を変更することは認めない。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、委託事業者の決定後に虚偽の記載が発覚した場合はその決定を取り消し、契約を解除することがある。

なお、この場合において提案者が被った損害については、守山市はその責めを負わない。

(4) 辞退する場合

提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

18 問い合わせ先

〒524-0013 滋賀県守山市下之郷三丁目2番5号

守山市健康福祉部地域包括支援センター

電話：077-581-0330

F A X：077-581-0203

E-mail：chiikihokatsu@city.moriyama.lg.jp